

白岡市手数料条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令及び建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部改正に伴い、白岡市手数料条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 別表第53号及び第55号関係

【低炭素建築物新築等計画の認定】

- ① 共同住宅における低炭素建築物の評価単位が住戸単位で評価する方法が廃止され、住棟単位のみとなったことから、金額の区分を「住戸数」から「床面積」に変更する。
- ② ZEH水準の省エネ性能に適合していることを確認する評価方法（仕様基準）が新設されたことに伴い、新たに認定及び変更認定に要する手数料を追加する。

(2) 別表第59号関係

【建築物エネルギー消費性能向上計画の認定】

- (1)②と同じ

3 施行期日

公布の日から施行する。